

宇治市政だより広告掲載仕様書

1 宇治市政だよりの概要

- (1) 規格 A4 冊子 16 ページ フルカラー
- (2) 発行頻度 毎月 2 回(1 日、15 日)
- (3) 発行部数 1 回当たり約 82,440 部(令和 5 年 12 月 1 日号実績)
- (4) 配布形態 各戸配布(ポスティング)による市内各世帯への配布及び公共施設等への配架など

2 履行内容

見積に当たっては、次に掲げる期間の広告枠をすべて一括で借り受けることを条件とし、総額を見積金額として宇治市に提示するものとする。また、広告掲載に当たり、広告主及び表示する広告の募集は、広告取扱業者が行う。

(1) 広告掲載期間

宇治市政だより令和 6 年 4 月 15 日号～令和 7 年 4 月 1 日号の定例号の広告枠。広告枠数は、次項「広告の規格」のとおり。

(2) 広告掲載料

宇治市の発行する納入通知書により、宇治市の指定する期日までに納入する。

3 広告の規格

(1) 広告の位置及びサイズ (別紙 1)

ア 掲載場所 指定するページの下部 (1 面当たり横 186mm×縦 54mm)。

紙面下部より 15mm を空ける。

なお、広告を複数段重ねて掲載することもある。

イ 募集枠数 各号 6 面 (1 面当たり最大 4 枠まで分割可)、計 576 枠 (1 面当たり最大 4 枠×6 面分×24 号分)。

ウ 分割した場合の各広告の間隔 1.5 mm

エ 広告内の文字サイズ 原則 7 ポイント以上

オ 問い合わせ等の掲載

広告枠の上の位置に広告という文字及び掲載号・掲載面、広告内容や広告主について宇治市が推奨等するものではない事を示す表記、広告についての問い合わせ先を掲載すること

a 掲載位置

広告の上、横 186mm×縦 6 mm の中に納まる範囲で上から 1mm は

空けること

b 文字サイズ

太ゴシック、7ポイント（ただし、「**広告**」の文字に関しては、太ゴシック、11ポイント）

(2) 入稿形式

1面ごと(最大4枠分)に次の形式で作成した完全データを提出すること

ア 保存形式 TIFF または EPS 形式

イ 画像の解像度 350dpi、CMYK 色分解画像

(3) その他

宇治市ホームページに掲載する「宇治市政だより PDF 版」及びその他インターネット上で公開する宇治市政だよりには、広告は掲載しない。

4 掲載できる広告

広告の掲載に当たって広告取扱業者は、宇治市と広告事業に関する契約を締結し、その広告主及び広告の内容等について、掲載前に宇治市の審査及び承認を受けるものとする。なお、広告は公共性、中立性及び品位を損なわないもので、「宇治市広告掲載要項」「宇治市広告掲載基準」及び「宇治市政だより広告取扱要項」に適合するものとする。その他、次の留意事項を遵守するものとする。

- (1) 広告の表現について、宇治市の事業であると誤認するおそれのある表現は避けること。
- (2) 広告の配色については、誰にでも見やすい最低限のコントラストを確保するとともに、彩度の強すぎる配色等を避け、宇治市政だよりの品位を損ねないような広告とすること。
- (3) 広告の画像作成及びそれに係る経費は、広告主の負担とする。
- (4) 広告の内容について疑義が生じた場合は、その都度、宇治市と協議すること。

5 広告掲載までの手順

(1) 宇治市政だより広告掲載承認申請書等の提出

広告取扱業者は、広告主より受け取った宇治市政だより広告掲載承認申請書、広告主の概要が分かるもの（事業内容等が記載されたパンフレット等）を、次に掲げる宇治市が指定する期限までに提出すること。

ア 1日号は、広告を掲載する号の発行日の前々月14日

イ 15日号は、広告を掲載する号の発行日の前月1日

ただし、期限日が土・日曜日、祝日等市役所の閉庁日と重なる場合は、

その翌開庁日とする

(2) 広告原稿案の提出

広告取扱業者は、広告主より受け取った広告原稿案を、次に掲げる宇治市が指定する期限までに、別に示す「広告審査チェックシート」によりその内容等を確認の上、提出すること。広告取扱業者が宇治市に提出する広告原稿は、第3項2号に掲げる入稿形式（広告主より提出された広告原稿を各面ごとにまとめた完全版下原稿を出力したもの及び画像データ）とする。なお、広告内容を変更する場合も、同様とする。なお、「広告審査チェックシート」については契約期間中においても適宜内容を変更する場合がある。

ア 1日号は、広告を掲載する号の発行日の前々月の17日

イ 15日号は、広告を掲載する号の発行日の前月の4日

ただし、期限日が土・日曜日、祝日等市役所の閉庁日と重なる場合は、その翌開庁日とする

(3) 宇治市による広告の審査

提出された広告原稿を、宇治市が掲載の可否について審査する。宇治市による審査の結果、広告の内容・表現・色・デザイン等について修正の指示を受けた場合には、宇治市が指定する期日までに広告取扱業者の責任において修正すること。宇治市が指定する期日までに修正できない場合や修正指示に従わなかった結果、その広告が掲載不可となり、広告枠に空きが生じた場合でも、宇治市に納付する金額は減額されない。

(4) 市政だより出稿前の市政だよりの広告掲載内容の確認

広告取扱業者は、市政だより出稿前に宇治市から送られる市政だよりの広告掲載内容を確認すること。

6 審査結果

宇治市から広告掲載の審査結果について連絡(通知等)を受けたときは、遅滞なくその審査結果を広告主に通知すること。

7 その他

この仕様書に定めのない事項やこの仕様書に関する事項について、疑義や不都合が生じた場合は、その都度、宇治市と協議の上、決定すること。